

第四章の二 登録異議の申立て（改正、平八法律六八）

（登録異議の申立て）

第四三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

- 一 その商標登録が第三条「商標登録の要件」、第四条第一項「商標登録を受けることのできない商標」、第七条の二第二項「地域団体商標」、第八条第一項、第二項若しくは第五項「先願」、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項「特許法の準用」において準用する特許法第二十五条「外国人の権利の享有」の規定に違反してされたこと。
- 二 その商標登録が条約に違反してされたこと。

（本条追加、平八法律六八、改正、平一七法律五六）

〔趣旨〕

本条は、平成八年の一部改正において導入された登録後の異議申立制度について規定したものである。平成八年の一部改正前の商標法においては、審査官による審査の適正化を図り瑕疵のない安定した権利を付与するとの観点から、登録査定前に当該出願の内容を開示（出願公告）し、一般公衆に異議を申し立てる機会を認めることにより、特許庁に対

して登録処分を行うことについての再検討を求めることができる、いわゆる、登録前の異議申立制度を採用していた。しかしながら、商品の短期ライフサイクル化の進展等に伴い、迅速な権利付与の要請が強くなってきている状況では、諸外国と比較して審査期間が長期に及んでいる状況下で、異議申立てにより特許庁の判断が覆るものは僅かであるにもかかわらず、全ての出願が権利設定を一律に異議申立期間を経過するまで待たされている状況は適当ではないこと、さらには、将来マドリッド協定議定書の枠組に入ろうとした場合には、一定期間内の早期審査が余儀なくされるであろうこと等に鑑みて、これまでの登録前の異議申立制度を廃止し、登録後に第三者からの異議を受け付ける登録後の異議申立制度へ移行することとした。

登録後の異議申立制度は、商標登録に対する信頼を高めるといふ公益的な目的を達成するために、登録異議の申立てがあった場合に特許庁が自ら登録処分の適否を審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図るといふものであって、無効審判制度のように、特許庁が行った登録処分の是非を巡る当事者間の争いを解決することを目的とするものではない。

本条中、柱書前段は、登録異議の申立てをすることができる者及び登録異議の申立てをすることができる期間について規定したものである。すなわち、登録異議の申立ては、本制度の目的に鑑みて、具体的な利害関係を有する者に限ることなく何人もすることができることとし、また、異議申立期間については、改正前の登録異議申立制度の場合と同様に公報発行の日から二月とした。

柱書後段は、指定商品又は役務ごとに登録異議の申立てをすることができる旨を規定したものである。改正前の登録前異議申立制度においては、登録査定及び拒絶査定の対象が出願単位とされていたことから、登録異議の申立ても出願単位にすることとされていたが、登録後異議申立制度においては、登録処分の適否の審理はその制度目的を達成するのに必要かつ十分な範囲において行うことが望ましいと考えられることから、無効審判と同様に、指定商品又は指定役務単位で登録異議の申立てができることとした。

本条各号は登録異議申立ての理由について規定したものである。異議申立ての理由を公衆の利益に関するものに限ったのは、権利の帰属に関する理由については当事者間の紛争解決手段として位置づけられる無効審判により争うのが望ましいと考えられることによるものである。また後発的事由を除いたのは、本制度が登録処分適否についての見直しを図り商標登録に対する信頼性を高めるといふ制度であることから登録後に生じた事由までも取消理由とすることは適当ではないこと、及び商標権設定登録後約二月の間にこのような事由が発生することも事実上極めて稀と考えられることによるものである。

なお、平成一七年の一部改正において、地域団体商標制度が新設されたことに伴い、一号に地域団体商標の登録要件に関する規定を追加した。

〔参 考〕

1 へ異議申立期間を二月とした理由▽国際条約との平仄を考慮する必要がないことに加えて、異議申立てがないことを確認し安心して使用できる状態に早くして欲しいというニーズがあることを考慮し、平成八年の一部改正前と同様に二月にしたものである。

2 へ代理人等による不当登録と異議申立理由▽平成八年の一部改正前においては、パリ条約六条の七の規定を受けて、代理人等による不当登録出願に対しては、登録前は異議申立ての理由とし(旧一五条四号)、これが登録された後は取消審判による取消理由としていた(五三条の二)。同改正で異議申立期間を登録前から登録後に移行させたが、登録後においては、引き続き、同取消審判で取消可能であること、前記条約の規定において各同盟国に義務づけているのは、出願に対する異議申立てであって、登録後に登録を取消するための異議申立ては含まれないものと解されること等から異議申立ての理由とはしないこととした。

(決定)

第四三条の三 登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならぬ。

3 取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（本条追加、平八法律六八）

〔趣旨〕

本条は、登録異議申立ての審理、決定の主体及び決定について規定したものである。

一項は、登録異議の申立てについての審理及び決定は、審判官の合議体が行う旨を規定したものである。登録異議申立制度は、既になされた登録処分について審理を行うものであり、その結果は権利の消長及び内容に直接かわるものであることから、審理の公平性・独立性を十分に担保するため、登録異議の申立てについての審理及び決定は、審判の場合と同様に、審判官の合議体が行うこととされている。

二項は、登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をすべき場合について規定したものである。審判官が、登録異議の申立ての対象となっている商標について審理した結果、前条各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、取消決定をしなければならない。前条各号は、一五条の拒絶査定をする場合と同様に、限定的に列挙されたものであるから、前条各号に掲げる理由以外によって取消決定をすることはできない。

三項は、取消決定が確定した場合の効果について規定したものである。取消決定が確定したときは、商標を無効にすべき旨の審決が確定した場合（四六条の二）と同様に、商標権はさかのぼって存在しなかったものとみなされる。

なお、取消決定が民事訴訟法及び刑事訴訟法における再審事由になり得るかどうかが問題となるが、取消決定が確定した場合には、商標を無効にすべき旨の審決が確定した場合と同様の効果が発生する以上、民事訴訟法三三八条一項八号の「後の裁判又は行政処分により変更されたこと」及び刑事訴訟法四三五条五号の「その権利の無効の審決」でこれを読み得るものと解する。

四項は、商標登録を維持すべき旨の決定（以下「維持決定」という。）をすべき場合について規定したものである。審判官が、登録異議の申立ての対象となっている商標について審理した結果、前条各号の一に該当すると認めないときは維持決定をしなければならない。維持決定がされたときは、その商標はそのまま存続することになる。

五項は、維持決定に対しては不服を申し立てることができない旨を規定したものである。これは、①登録異議申立制度は、公衆に対して処分の見直しを求める機会を与えるものであり、登録異議申立人は利害関係の有無にかかわらず、こうした機会を与えられた者にすぎないこと、②維持決定を受けた場合であっても、登録異議の申立ての理由と同じ理由で無効審判を請求することができることといった理由によるものである。

〔字句の解釈〕

〈不服を申し立てる〉不服を申し立てるとは、行政不服審査法による異議申立て、審判の請求、訴えの提起等をいう。

（申立ての方式等）

第四三条の四 登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
 - 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示
- 2 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第四三条の二〔登録異議の申立て〕に規定する期間の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。
- 3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。
- 4 審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない。
- 5 第四十六条第三項〔商標登録の無効の審判〕の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。
(本条追加、平八法律六八)

〔趣 旨〕

本条は登録異議申立ての方式等について規定したものである。

一項は、登録異議申立書に記載すべき事項を規定したものである。同項各号に掲げる事項はすべて必要的記載事項であるから、各号に掲げる事項のうち一つでも記載がない場合には、その申立書は方式違反となる。一号において、代理人がいなない場合には、当然その氏名の記載は、必要ない。二号中の「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」とは、

登録異議の申立ての対象となっている商標登録の番号及び指定商品・役務の表示をいう。

二項は、登録異議申立書の補正の制限について規定したものである。登録異議の申立てをするに当たっては、必要な証拠を準備し、完全な登録異議申立書を提出することが最も望ましいのであるが、常に完全な登録異議申立書を提出しなければならないとする場合は、登録異議申立人に酷に過ぎる場合が少なくない。しかし、一方で、無制限に補正を認めることとすると、一定期間に限り登録異議の申立てを認めることとした制度の趣旨に反することになり、迅速な審理の妨げにもなる。そこで、登録異議申立書の補正については、一定の制限の下にこれを認めることとした。すなわち、原則として、要旨の変更となるような（事件の同一性を変更するような）補正は認めないこととした。したがって、前項一号及び二号との関係では、登録異議申立人の追加・削除・変更や異議申立てに係る商標の表示を変更（異議申立ての対象事件を変更）するような補正は当然に認められない。また、前項三号にいう申立ての理由及び必要な証拠の表示については、申立期間経過後は、要旨変更となる補正は認められないが、それまでであれば、要旨変更となる補正も認めることとした。これは登録異議申立てに必要な証拠の準備を考慮したものである。

三項は、二項の補正の期間の延長について規定したものである。

四項は、登録異議申立書の送付について規定したものである。本項の規定により登録異議申立書は商標権者に送付されるが、これは、登録異議の申立てがあったこと及びその内容を商標権者に知らせるためのものであり、商標権者に対し意見書提出の義務を課すものではない。このため、副本は送達ではなく送付することとした。

五項は、登録異議の申立てについて一定の利害関係を有する者（専用使用者等）に参加の機会を与えるとの趣旨で、登録異議の申立てがあった旨を通知することとしたものである。

（審判官の指定等）

第四三条の五 第五十六条第一項〔特許法の準用〕において準用する特許法第百三十六条第二項〔審判の合議制〕及び第百三十七条から第百四十四条まで〔審判官の指定、審判長、審判官の除斥、審判官の忌避、除斥又は忌避の申立ての方式、除斥又は忌避の申立てについての決定〕の規定は、第四十三條の三第一項〔決定〕の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

（本条追加、平八法律六八）

〔趣 旨〕

本条は、審判官合議体による合議、審判官の指定、審判長、審判官の除斥・忌避等に関する審判の規定の準用について規定したものである。

五六条一項の規定で特許法上のこれらの規定を審判に準用しており、登録異議申立ては審判と類似の手続をとるため、直接特許法を準用するのではなく商標法上の審判の規定を経由して準用することとした。以下四三条の一四までの登録異議申立てに関連する規定中の準用規定についても同様である。

なお、付与前異議申立制度においては、異議申立人に審査官の除斥・忌避の申立てを認めていなかったが、除斥事由は法定事由であり、その効果は審判官や当事者の知不知を問わず生じ、除斥事由ある審判官は法律上当然にその職務の執行から除斥されるものであるから、異議申立人に除斥の申立てを認めることに実害はなく、むしろ利益ある場合が多いと考えられること、また忌避についても、除斥とともに公正な審理の実現の上で重要な制度であることから、付与後申立制度の下ではこれらについての申立てを認めることとした。

（審判書記官）

第四三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、登録異議申立事件についても、審判と同様に審判書記官が関与する旨規定したものである。

一項は、各登録異議申立事件について特許庁長官が審判書記官を指定する旨の規定であり、審判書記官は、指定された登録異議申立事件に関する送達事務を行い、職権又は当事者の申立てにより口頭審理が行われる場合には、調書作成を行うこととなる。

二項は、審判書記官の除斥・忌避等に関する審判の規定の準用について規定したものである。なお、本条において特許法第一四四条の二第二項を準用していないのは、前条において特許法第一三六条三項を準用していないことと同趣旨である。

(審理の方式等)

第四三条の六 登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 第五十六条第一項〔特許法の準用〕において準用する特許法第四百四十五条第三項から第五項まで〔審判における審理の方式〕、第四百四十六条及び第四百四十七条〔調書〕の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

(改正、平八法律一一〇)

- 3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

〔趣 旨〕

本条は、登録異議の申立てについての審理の方式について規定したものである。

一項は、登録異議申立制度における審理は、書面審理を原則とすることを規定したものである。書面審理を原則としたのは、①付与後異議申立制度は、通常の民事訴訟や無効審判のように当事者対立構造をとるものではないこと、②利害関係のない登録異議申立人を常に口頭審理の場への出頭を強要することとするのは適当でないこと、③従来の審判制度においては、いわゆる査定系審判は書面審理を原則とし、当事者系審判は口頭審理を原則としているが、原則として商標権者と審判官合議体との間で手続が進められるという点からみた場合、付与後異議申立制度は当事者系審判よりも査定系審判に近いと考えられること等の理由による。もちろん、登録異議の申立ての審理においても真実究明や効率的審理のために口頭審理が必要となる場合（例えば、①異議理由が不明瞭又は複雑であったり、当事者の主張が多岐にわたり、それらが十分整理されていない場合に、それらを整理し当事者間の争点を明瞭にする必要がある場合、②証人尋問又は検証を伴うものである場合等）が考えられるが、そのような場合には同項ただし書の規定により、口頭審理によるものとすることができる。

二項は、口頭審理を行う場合に必要となる期日の呼出し、審理の公開、通事及び調書の規定を準用したものである。これらについては、審判事件における口頭審理の場合と同様に考えられることから、関連する審判の規定を準用したものである。

三項は、共有に係る商標権に対して登録異議の申立てがされた場合に、商標権者の一人について審理及び決定の手段の中断又は中止の原因があるときは、審判の場合（五六条）と同様に、共有者全員について中断又は中止の効力が生ずる旨を規定したものである。なお登録異議の申立てを共同でした場合において、登録異議申立人の一人について中断又は中止の原因があるときには、①登録異議の申立ての審理においては、原則として商標権者と審判官合議体の間で手続が進められること（四三条の二、三等）、②登録異議申立人は利害関係人として登録異議の申立てをしている者ではないこと等の理由から、本項のような扱いはしないこととした。

〔参加〕

第四三条の七 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第五十六条第一項〔特許法の準用〕において準用する特許法第四百四十八条第四項及び第五項〔参加〕並びに第四百九十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

（本条追加、平八法律六八）

〔趣旨〕

本条は、登録異議申立ての審理についての参加について規定したものである。

一項は、商標権についての権利を有する者や商標権に関し利害関係を有する者は、商標権者を補助するため、登録異議の申立ての審理に参加することができる旨を規定したものである。参加することができるのは登録異議の申立てについての決定があるまで、すなわち審理が終了するまでである。なお、本条は商標権者を補助するための参加を認める規定

であり、登録異議申立人側への参加は認められない。登録異議申立期間中は何人も登録異議の申立てができるのであり、また、期間経過後であっても利害関係人は無効審判の請求ができるからである。

二項は、参加人が行うことのできる手続、中断又は中止の効力、参加申請書等についての審判の規定を準用したものである。

〔字句の解釈〕

〈利害関係〉 法律上の利害関係であることを要し、当事者の一方が親友であるというような感情的な理由や、権利が無効になればその当事者の収益が減少し自己の借金を返済しなければならなくなるというような経済的な理由は含まれない。

（証拠調べ及び証拠保全）

第四三条の八 第五十六条第一項〔特許法の準用〕において準用する特許法第百五十条〔証拠調べ及び証拠保全〕及び第百五十一条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

（本条追加、平八法律六八、改正、平八法律一一〇）

〔趣旨〕

本条は、登録異議申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全について、審判の関連規定を準用したものである。

それぞれの規定の趣旨については、特許法一五〇条及び一五一条の〔趣旨〕を参照されたい。

(職権による審理)

第四三条の九 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

(本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、登録異議の申立てについての審理における職権審理の範囲について規定したものである。

一項は、登録異議の申立てについての審理においては、商標権者や登録異議申立人が申し立てない理由についても職権によって審理を行うことができる旨を規定したものである。これは、特許庁による処分の見直しという登録異議申立制度の趣旨を全うするには、商標権者や登録異議申立人の主張に拘束されることなく、登録異議の申立てがなされた商標について取消理由の有無を職権で審理することができるものとすべきであるからである。

二項は、一項の規定により登録異議の申立てについての審理において職権審理を認めるとしても、申立てがされない指定商品又は指定役務についてまで審理することはできない旨を規定したものである。登録異議申立制度は、商標権を設定した後に登録異議の申立てを待ってその審理を行うものであるから、申立ての対象となっていない指定商品又は指定役務についてまで職権により審理を行えることとすると、徒に商標権者の地位を不安定にするおそれがあるからである。

(申立ての併合又は分離)

第四三条の一〇 同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、登録異議の申立てについての審理の併合及び分離について規定したものである。

一項では、同一の商標権に対し、複数の登録異議申立があった場合の審理は、特別の事情がある場合を除き、併合する旨を規定した。従来の付与前異議申立制度においては、複数の異議申立てがなされた場合、登録異議の申立てごとに決定を行うこととされていたため、出願人は、すべての登録異議の申立てに対して答弁書を提出しておかなければ不利な決定を受けるおそれがあり、答弁書作成等について多大な負担をする場合があったのであるが、こうした問題を解消し、かつ効率的な審理を行うために規定されたのが本項の「申立ての併合」である。この場合、特別の事情がない限り審理は併合されるのであって、第五十六条第一項で準用する特許法第一五四条第一項に規定する審理の併合のように、審判官の裁量により併合するものではない。なお、ここで「特段の事情がある場合」とは、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、あるいは著しく遅延するおそれがある場合（例えば、二つの登録異議の申立ての一つについて登録異議申立書の却下の決定がなされ、当該決定に対し訴えが提起された場合など）をいう。

二項は、一項の規定により併合された審理をさらに分離することができる旨を規定したものである。なお、二項には

「特別の事情がある場合」との規定はないが、審理の分離はいつでも裁量で行えるというのではなく、審理を併合した後に一項と同様の特別の事情が生じた場合に限られることは解釈上明らかである。

〔字句の解釈〕

〈特別の事情がある場合〉特別の事情がある場合とは、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、あるいは、審理が著しく遅延するおそれがある場合をいう。

(申立ての取下げ)

第四三条の二 登録異議の申立ては、次条の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第五十六条第二項〔特許法の準用〕において準用する特許法第百五十五条第三項〔審判の請求の取下げ〕の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

(本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、登録異議の申立ての取下げについて規定したものである。

一項は、商標登録の取消理由の通知があつた後は登録異議の申立ての取下げができない旨を規定したものである。審判の場合は、審決が確定するまではその請求を取り下げることができ、また答弁書提出後であれば、相手方の承諾を得れば取り下げることができる(五六条一項で準用する特一五五条一項・二項)。これに対し、登録異議の申立てについては、取消理由の通知があつた後は、たとえ商標権者の承諾があつても、その取下げは認められない。このように登録異議の申立ての取下げも、本来、登録異議申立の意思に委ねられるべきものであるが、登録異議の申立てについての審理が進

行し、既に取消理由の通知がされた場合には、登録異議の申立てがされた商標登録に瑕疵がある蓋然性が高いといえ、そのような場合にまで登録異議申立人の自由な意思による取下げを認めることは、公益的観点から登録処分の見直しを図ろうとする登録異議申立制度の趣旨に合致しないと考えられるからである。

二項は、登録異議の申立てが指定商品又は指定役務ごとにできることに対応して、その申立ての取下げについても指定商品又は指定役務ごとにできることとしたものである。この趣旨は、無効審判の請求の取下げの場合と同様であることから、関連規定を準用した。なお、取消理由が通知される前に登録異議申立てが取り下げられた場合は、審判官は職権で審理を続行することはできない。

(取消理由の通知)

第四三条の二 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理

由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、審判官が取消決定をしようとするときは、審判長は商標権者及び参加人に取消理由通知を行い、事前に意見陳述の機会を与えなければならない旨を規定したものである。これは、審理の結果、商標登録が四三条の二各号の一に該当するものであるという心証を得た場合においても、商標権者に何ら弁明の機会を与えず直ちに取消決定をすることは酷であり、かつ審判官にも全く過誤無きことは保証し得ないので、商標権者及び参加人に意見書を提出する機会を与え、かつ、その意見書をもとにして審判官がさらに審理をする機会ともしようとするものである。

なお、この意見書を提出させる制度の他に、改正前の登録前異議申立制度において設けられていた答弁書を提出させる制度（旧一六条の六）をも併存させることについては、①手続が非常に煩雑になること、②意見書提出の手続だけの方が、商標権者は取消理由の通知を受けた理由に対してのみ反論すればよいので、商標権者の答弁負担が軽減されること等の理由により採用されなかった。

〔参 考〕

〈訂正の請求を認めない理由〉商標の場合は、異議申立てのあった商品・役務の一部に取消理由が存在するときには、無効審判における六九条を根拠とする確立した運用と同様、職権により商品・役務単位（一つの指定商品の表示の中に含まれる個別の商品・役務単位）で一部取消をすることとすれば、訂正の請求を認めなくても商標権者に特段不利益とはならないことによるものである。

（決定の方式）

第四三条の二三 登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

- 一 登録異議申立事件の番号
- 二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る商標登録の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

（改正、平八法律一一〇）

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。
 (本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、登録異議の申立てについての決定の方式等について規定したものである。

一項は、決定の記載事項について規定したものであり、決定は、本項各号に規定する事項を記載した文書（決定書）をもって行われる。

二項は、決定書の謄本の送達について規定したものであり、その趣旨は、審決書の謄本の送達について規定した五六条で準用する特許法一五七条三項と同様である。

（審判の規定の準用）

第四三條の一四 第五十六條第一項〔特許法の準用〕において準用する特許法第三百三十三條〔方式に違反した場合の決定による却下〕、第三百三十三條の二〔不適法な手続の却下〕、第三百三十四條第四項〔答弁書の提出等〕、第三百三十五條〔不適法な審判請求の審決による却下〕、第三百五十二條〔職権による審理〕、第三百六十八條〔訴訟との関係〕、第三百六十九條第三項から第六項まで〔審判における費用の負担〕及び第七十條〔費用の額の決定の執行力〕の規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第四十三條の三五項〔決定〕の規定は、前項において準用する特許法第三百三十五條〔不適法な審判請求の審決による却下〕の規定による決定に準用する。

(本条追加、平八法律六八)

〔趣旨〕

本条は、登録異議の申立てについての審理及び決定における審判の規定の準用について規定したものである。

一項は、登録異議の申立てにおける審理が裁判所における第一審に相当するものであり、これにふさわしい適正手続を保障するという観点から、方式に違反した場合の決定による却下、不適法な手続の却下、商標権者等に対する審尋、不適法な登録異議申立ての決定による却下、職権審理、異議審理手続・訴訟手続の中止、費用の負担等について、審判の関連規定を準用したものである。

二項は、前項において準用する特許法一三五条の規定による不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対しては、四条の三第五項の規定（維持決定に対しては不服を申し立てることができない。）と同様に、不服を申し立てることができない旨を規定したものである。これは、不適法な登録異議の申立ての却下の決定は、維持決定の場合と同様に、審判官の合議体による審理を経てなされるものであるから、登録異議申立人に不服の申立てを認める必要がないと考えられるためである。

なお、これに対して、前項において準用する特許法一三三条の規定による方式に違反した場合における登録異議申立書の却下の決定については、審判官合議体の審理の結果としてなされるものではなく、審判長の権限によりなされるものであること、登録異議申立書の瑕疵の有無については無効審判では争えないこと等の理由から不服の申立てを認めることとした（六三一条一項）。